寝屋川市みんなのまち基本条例

檢証報告書

平成29年8月

寝屋川市みんなのまち基本条例 検 証 会 議

目次

1	lo	はじめに	_•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• 1
2	巾	可政の打	推進	(取	組)	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	• (• •	•	•	•	•	•	•	• 2
(-	1)	市民協	劦働	(第	4	₹•	第	5	条.) •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• 2
(4	2)	安全	• 安/	心の	向_	E (第	6	条.) •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• 3
(;	3)	情報の	の発化	信•	情報	服公	開	(!	第	7\$	₹•	第	8	条	(•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• 4
(∠	1)	個人情	青報伯	保護	(5	第9	条)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• 5
([5)	市民活	舌動	への	支捷	爰(第	10) £	条)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• 6
(6	3)	市民参	多画	(第	11	条	:)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	• •	•	•	•	•	•	•	• 7
(*	7)	行政道	軍営	(第	19	9条	:)	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	• •	•	•	•	•	•	•	• 8
(8	3)	財政選	軍営	(第	20) 条	(•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	• (•	10
(9	9)	行政訓	平価	(第	21	条	(•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	• (•	11
(1	.0)	行政	手続	(第	22	2条	(•	•	• •	•	•	•	•	•	• (• (• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	11
(1	1)	法令通	音守	(第	23	3条	(•	•	• •	•	•	•	•	•	• (• (• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	11
(1	2)	国、他	也のに	自治	体等	手と	の :	連	隽	(角	<u></u> ₹ 2	24	条)	•	•	•	• •	• •	•	•	•	•	•	• •	•	12
3	粂	美文の村	食証	• •	• •	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	• •	• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	14
(-	1)	検証に	こ当だ	たっ	ての	り視	点	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• (• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	14
(2	2)	条文(の検	証・	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	• (• •	•	•	•	•	•	•	• (•	15
4	他	4条例等	等とる	みん	なの	かま	ち	基	本	条例	间と	<u>-</u> の	整	合	性	•	•	•			•	•	•	•	•		20

参考資料

1 はじめに

市では、平成20年4月に、市における自治の基本理念や市民、議会、行政のそれぞれの役割と責務など、自治の基本ルールを定めた寝屋川市みんなのまち基本条例を制定し、みんなが誇れる住みよいまちの実現に向けた取組を推進しているところです。

本条例の第27条では、本条例が時代の変化に対応した、より良いものとなるよう、「市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに検証を行い、必要があると認めるときは、改正等の措置を講じるものとする。」と規定しています。

本条例施行後の5年目に当たる平成24年度には、条例施行後初めての検証を行い、地域協働に関する規定(第4条第2項)及び安全・安心の向上に関する規定(第6条)を追加しました。

平成 29 年度は、前回の条例検証による改正条例施行から5年目に当たります。検証を行うに当たっては、平成 31 年度の中核市移行など、今後の市の方向性についても踏まえる必要があります。

本書は、今後開催予定の検証委員会による条例検証に向けて、市民参画、協 働に関するこれまでの取組状況等を確認するとともに、本条例が社会情勢の変 化に対応できているか等の視点から庁内での検証を行い、取りまとめたもので す。

2 市政の推進(取組)

(1) 市民協働(第4条·第5条)

市の次代につなげる発展のためには、市民・地域・団体・事業者・行政等 それぞれが力を発揮し、共に助け合い、共に発展することが重要です。

市では、平成25年3月に、地域協働の推進に関する考え方を示すとともに、「市民が主役のまちづくり」を実現するための具体的な取組を示した「地域協働推進プラン」を策定し、地域協働の取組を進めています。平成27年4月には、市内全小学校区において、地域協働協議会が設立され、住民同士や団体が協力・連携し、防災、福祉などの地域の課題を解決するための活動を行っています。

また、市民活動センターでは、市民活動に関する情報の収集や提供、市民活動の場の提供等により、市民活動への支援に努めています。第二京阪道路沿道の各地区等においては、まちづくり協議会等が地域住民等主体で設立され、まちづくりについての協議や検討などが行われ、また市はその支援を行うなど、市民相互の協働や市民と行政の協働が進められています。

今後とも、活力ある地域づくりのため、協働の取組を一層推進していくことが必要です。

【平成24年度から平成28年度までの主な取組】

- 寝屋川ミュージックデーの実施(平成 24 年度~)
- ・寝屋川ハーフマラソンの実施(平成24年度~)
- ・ふるさとリーサム地区まちづくり協議会の設立(平成24年度)
- ・東寝屋川駅前線沿道地区まちづくり協議会の設立(平成24年度)
- NPO支援補助金による支援(平成24年度~)
- ・産業振興条例の制定(平成24年度)
- ・子ども・子育て会議の設置(平成25年度)
- ・アルカスピアノコンクールの開催(平成 25 年度~)
- ミュージカル「寝屋のはちかづき」の実施(平成25年度~)
- 産業振興に関する連絡調整会議の設置(平成 25 年度)
- 24 小学校区における地域協働協議会の設立

(平成 25 年度~平成 27 年度)

- 小路土地区画整理組合の設立(平成26年度)
- ワガヤネヤガワ・ベンチャービジネスコンテストの開催(平成 26 年度~)
- ・ 道路サポーター制度の創設(平成 28 年度)
- 公園・緑地等植栽サポーター制度の創設(平成 28 年度)

(2) 安全・安心の向上(第6条)

市では、市の地域に係る防災について、「災害対策基本法」及び「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定により定めた計画である地域防災計画に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図っています。とりわけ、平成24年8月の短時間豪雨による7,000世帯を超える床上・床下浸水や道路冠水などの大きな被害を教訓に、止水板の設置や雨水貯留タンクの設置への補助、高宮ポンプ場整備事業の推進など、豪雨対策に努めています。

地域では、自主防災組織を中心に自主的な防災訓練の実施等に取り組むとともに、平成29年度から校区自主防災協議会と地域協働協議会(安全安心部会)を統合し、より綿密な防災活動を推進しています。

また、防犯の取組として、市域境界付近の主要な交差点等への防犯カメラの設置や小中学校夏季休業期間の深夜防犯パトロールなど、市内の防犯力強化に努めるとともに、平成28年3月に、子どもを犯罪被害から守る施策を迅速かつ確実に進めるため、市教育委員会が「子どもを守る」宣言を行いました。

地域では、自治会による防犯灯・防犯カメラの設置や防犯協会を中心とした自主的な防犯活動を実施しており、防犯意識の高揚を図るとともに安全確保に努めています。

今後とも、安全・安心の向上のため、市民・地域・団体・事業者等が協力 し、それぞれがそれぞれの立場でその役割を果たしていくことが必要です。

【平成24年度から平成28年度までの主な取組】

〔防災関係〕

- ・家具転倒防止器具の設置補助(平成 25 年度~)
- ・防災行政無線デジタル同報子局の増設(平成 25 年度)
- ・災害用非常電話の導入(平成25年度)
- ・排水ポンプ場監視装置の設置(平成25年度)
- 止水板設置補助(平成 25 年度~)
- ・雨水貯留タンク設置補助(平成 25 年度~)
- 屋内運動場非構造部材耐震化工事等〔小・中学校〕

(平成 25 年度~平成 26 年度)

- 園舎棟耐震補強工事〔幼稚園〕(平成 26 年度)
- ・防災気象情報の提供(平成 26 年度~)
- ・防災行政無線電話応答サービス(平成26年度~)

- ・ 土砂災害警戒区域等の個別周知(平成 26 年度~)
- 内水ハザードマップの作成(平成26年度)
- ・深谷調節池の整備(平成26年度)
- コンビニエンスストアでのAEDの運用(平成27年度~)
- 公立保育所耐震補強工事(平成 27 年度~)
- ・大規模盛土造成地マップの作成(平成27年度)
- ・太陽光発電設備の設置(平成27年度)
- 非常用発電設備の増設(平成27年度)
- 古川水路の浚渫(平成28年度)
- ・高宮ポンプ場の整備(平成28年度~)
- ・防災体制の整備・強化(平成28年度)
- ・避難所開設・運営物品の配備(平成28年度)
- ・乳児用防災用品の配布(平成28年度~)

〔防犯関係〕

- ・暴力団排除条例の施行(平成25年度)
- 防犯カメラの設置(平成26年度~)
- 自治会への防犯カメラ設置補助(平成27年度~)
- コンビニエンスストアでのAEDの運用(平成27年度~)〔再掲〕
- 「子どもを守る」宣言(平成27年度)
- ・深夜防犯パトロールの実施(平成28年度~)

(3) 情報の発信・情報公開(第7条・第8条)

市では、「情報公開条例」に基づき、市の機関が保有する公文書の開示の請求や申出に適切に対応しているところです。

平成 25 年度には市ホームページのリニューアルを行うとともに、フェイスブックによる市政情報や地域情報の発信を開始し、市民が必要な情報を入手する環境の充実を図り、市政への理解や認識を高めていただくための市政情報の提供に努めています。

また、平成 28 年度には幅広い世代に分かりやすく、見やすい広報誌とすることにより、市民の市政への理解や認識、地域への愛着を高め、自治意識の醸成を図るため、市広報誌をA4判カラー刷りにリニューアルしました。

今後とも、市民参画や協働の推進、市政の公正で効率的な執行の確保のため、より効果的な手法による情報発信、情報公開に努めていくことが必要です。

【平成24年度から平成28年度までの主な取組】

・公文書開示請求・申出の状況

			平成	ҟ 28	年度	平点	、27	年度	平月	ጀ26	年度	平原	t 25	年度	平成	24	年度	
	区分		請	申	計	請	申	計	請	申	計	請	申	計	請	申	=⊥	
				出	āl	求	出	āl	求	出	3	求	出	āl	求	出	計	
受付件数			65	41	106	54	42	96	67	42	109	91	45	136	100	39	139	
		開 示	22	21	43	18	22	40	35	26	61	40	32	72	52	27	79	
	:	部分開示	36	10	46	30	13	43	23	12	35	42	12	54	40	9	49	
λЛ.	開	不開示	0	2	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2	
₩ 理 状 況	示拒	存否不応 答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
況	否	不存在	9	1	10	13	1	14	10	3	13	11	5	16	13	1	14	
		取下げ	5	8	13	2	6	8	5	2	7	4	1	5	0	2	2	
		計		42	114	63	42	105	74	43	117	97	50	147	107	39	146	

- ※ 1件の受付で複数の処理を含みます。
- ・市フェイスブックによる情報発信(平成 25 年度~)
- 市ホームページのリニューアル (平成 25 年度)
- ・ やさしい日本語ページの運用開始(平成26年度)
- ・市民情報コーナーへ市ホームページ閲覧用パソコンの設置(平成27年度)
- ・広報誌閲覧アプリの活用(平成27年度~)
- 広報ねやがわのリニューアル(平成28年度)

(4) 個人情報保護(第9条)

市では、「個人情報保護条例」に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保 し、市民の権利利益の保護と基本的人権の擁護に努めています。

また、平成 25 年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」が制定され、社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、市では、平成 28 年 1 月から「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を施行するとともに、特定個人情報保護評価を的確に実施し、特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の適正な取扱いの確保に努めています。

今後とも、個人情報や特定個人情報の保護に努めていくことが必要です。

【平成24年度から平成28年度までの主な取組】

• 個人情報開示等請求の状況

			平成 28 年度	平成27年度	平成26年度	平成 25 年度	平成24年度
	東 示請求	·····································	41	34	49	- 以 2 5 + 及 47	<u> </u>
	開		19	15	24	26	4
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 『分開示	18	7	16	6	10
処		不開示	1	1	0	1	0
埋状	開示	存否不応答	0	0	0	1	0
況	拒否	不存在	3	14	11	15	5
// //	取		1	0	0	1	0
		計	42	37	51	50	19
=	丁正請才	交付件数	0	0	0	0	0
削除請求受付件数			0	0	0	0	0

- ※ 1件の受付で複数の処理を含みます。
- ・ 社会保障・税番号制度推進委員会の設置(平成 25 年度)
- ・特定個人情報保護評価の実施(平成27年度~)

(5) 市民活動への支援(第10条)

市では、自治会のコミュニティ事業への補助により、住民自治意識の高揚を図るとともに、地域協働協議会の設立準備段階、初動期段階などに交付金による支援を行い、地域協働の取組を促進しています。また、市民活動や情報提供の場として、市民活動センター、コミュニティセンター等の活用を促進するとともに、公募補助金制度により、市民団体等が自主的・自発的に公益性のある事業やにざわいを創出する事業を実施できるよう努めています。今後とも、市民や団体等が自主的に活動ができるよう、適切な支援に努めていくことが必要です。

【平成24年度から平成28年度までの主な取組】

- ふるさと納税を活用したNPO支援補助金の創設(平成24年度)
- ・公募補助金制度の見直し〔交付回数の拡充など〕(平成 24 年度)
- ・ 地域協働の推進

地域協働協議会設立準備交付金による支援(平成 25 年度~平成 26 年度) 地域協働協議会初動期交付金による支援(平成 26 年度~平成 27 年度) 地域協働基礎交付金による支援(平成 27 年度)

・ 自治会集会所用太陽光発電システム設置補助(平成 26 年度~)

(6) 市民参画(第11条)

市では、「審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」により、審議会等の公開や公募委員の選任等についての基準を定めるとともに、会議開催の日程を市広報誌や市ホームページで公表し、市民への周知に努めることなどにより、市民参画の推進や市政運営の透明性の確保を図っています。平成28年度には、審議会等の公募委員の応募資格や選考方法等の見直しを行いました。

また、平成 20 年 10 月に策定した「市民参画推進指針」では、市民参画 の基本的な考え方を示すとともに、各部局においてアンケート調査やパブリック・コメント制度など市民参画の多様な手法を活用することにより、市民 との協働によるまちづくりを推進しています。

今後とも、個々の施策・事業の性質や進行段階に応じ、最も効果的な手法 を活用し、市民参画の推進等を図ることが必要です。

【平成24年度から平成28年度までの主な取組】

手 法	主な内容
アンケート調査	〈平成 24 年度〉
	新ごみ焼却施設建設に関するアンケート調査、
	熱利用に関する意見募集
	〈平成 25 年度〉
	食育に関するアンケート調査、日常生活圏域ニー
	ズ調査、子ども・子育て支援事業計画策定に係る
	ニーズ調査等、社会教育推進計画策定に係る市民
	意識調査、生活環境影響調査結果報告書の縦覧に
	おける意見募集
	〈平成 26 年度〉
	障害福祉計画策定に関するアンケート調査
	〈平成 27 年度〉
	第三次地域福祉計画策定に関するアンケート調
	查
	〈平成 28 年度〉
	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実
	態調査、障害者長期計画及び障害福祉計画策定に
	関するアンケート調査、ごみ減量・リサイクルに
	関するアンケート調査

パブリック・コメント手 続 〈平成 24 年度〉

地域防災計画、第2期特定健康診査等実施計画、 景観計画、都市計画道路整備方針、自転車安全利 用条例、地球温暖化対策地域計画、産業振興条例、 地域協働推進プラン

〈平成 25 年度〉

暴力団排除条例、新型インフルエンザ等対策行動計画、第2次食育推進計画

〈平成 26 年度〉

子ども子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画 (2015~2017)、障害福祉計画(第4期計画)、 社会教育推進計画、屋外広告物条例

〈平成 27 年度〉

第三次地域福祉計画[みんながつながる地域福祉プラン]、教育大綱、第2次子ども読書活動推進計画、「番号法が定める事務以外の事務への個人番号の利用、情報連携、提供(独自利用等)」について、第五次総合計画後期基本計画、人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略

〈平成 28 年度〉 第二期住宅・建築物耐震改修促進計画、小中一貫

校設置実施計画、空き家等の適正管理等及び老朽 危険建築物等に係る対策の推進に関する条例、公 共施設等総合管理計画

(7) 行政運営(第19条)

市では、平成23年度からの「第五次総合計画」における基本構想に基づき実施する具体的な施策を示した前期基本計画(平成23年度~平成27年度)の期間満了に当たり、平成28年には、次代を展望し、市民と行政が共有すべき総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる「第五次総合計画後期基本計画」(計画期間:平成32年度まで)を策定し、「笑顔が広がるまち」の実現を目指した行政運営に努めています。

今後とも、総合計画及び総合計画を補完・具体化する各種個別計画に基づき、計画的かつ効率的・効果的な行政運営を推進することが必要です。

【平成 24 年度から平成 28 年度までの主な取組】

開始年度	主な計画等
平成 24 年度	• 情報化推進方針(平成 24 年度~)
	• 障害福祉計画〔第3期計画〕(平成 24 年度~26 年度)
	• 高齢者保健福祉計画〔2012~2014〕
	(平成 24 年度~26 年度)
	・地域協働推進プラン(平成 24 年度~27 年度)
	• 第二次母子家庭等自立促進計画(平成24年度~28年度)
	・地球温暖化対策地域計画(平成 24 年度~32 年度)
平成 25 年度	• 地域防災計画(平成 25 年度~)
	・公共施設等整備・再編計画(改訂版)(平成 25 年度~)
	• 第2期特定健康診查等実施計画(平成25年度~29年度)
	・第5期定員適正化計画(平成25年度~27年度)
平成 26 年度	・新型インフルエンザ等対策行動計画(平成 26 年度~)
	第2次食育推進計画(平成 26 年度~30 年度)人事改革ジャンプ(平成 26 年度~28 年度)
 平成 27 年度	・ 八事成事フャンフ (平成 20 年度 ~28 年度)・ 子ども・子育て支援事業計画 (平成 27 年度 ~31 年度)
千成 Z I 千皮 	高齢者保健福祉計画〔2015~2017〕
	(平成 27 年度~29 年度)
	• 障害福祉計画〔第4期計画〕(平成27年度~29年度)
	• 教育大綱(平成27年度~30年度)
	• 教育大綱実施計画(平成 27 年度~30 年度)
	• 社会教育推進計画(平成 27 年度~32 年度)
	・改革・改善アクションプラン
	(平成 27 年度からおおむね5年)
	・人口ビジョン(平成 27 年度~) ・まち・ひと・しごと創生総合戦略
	・ より・ UC・ UC C 創土 極 ロ 戦
 平成 28 年度	第6期定員適正化計画(平成 28 年度~31 年度)
一件級 20 年度	第三次地域福祉計画〔みんながつながる地域福祉プラン〕
	(平成 28 年度~32 年度)
	・第2次子ども読書活動推進計画(平成 28 年度~32 年度)
	•財政収支計画(平成28年度~32年度)
	• 第五次総合計画後期基本計画(平成28年度~32年度)
	• 第二期住宅 • 建築物耐震改修促進計画
	(平成 28 年度~37 年度)

(8) 財政運営(第20条)

市では、扶助費などの社会保障関連経費が増加する中、「定員適正化計画」に基づく職員数の適正化による人件費の削減を始め、経費の節減やあらゆる財源の確保に努めるとともに、行財政改革を着実に推進することにより、平成 16 年度以降、普通会計において黒字を確保しており、全ての会計でも平成 25 年度以降黒字となっています。

平成 23 年度から平成 27 年度までの「財政収支計画」では、実質収支額の黒字の確保、経常収支比率の改善等に取り組み、平成 27 年 11 月には、「財政収支計画(平成 28 年度~平成 32 年度)」を策定し、次代につなげる諸施策の着実な推進、まちの活力の維持・向上を目指し、健全な財政運営に努めています。

また、市の予算・決算の状況を始め、地方自治体の財政状況が健全かどうかを示す健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)や、発生主義の考え方に基づく財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)等を、市広報誌・市ホームページ等を通じて公表しています。

今後とも、財政の健全化に取り組み、将来を見据えた財政運営に努めることが必要です。

【健全化判断比率】

(単位:%)

区分	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
実質赤字比率	_	-	-	-	-
(早期健全化基準)	(11.33)	(11.34)	(11.35)	(11.36)	(11.37)
連結実質赤字比率	_	-	-	-	-
(早期健全化基準)	(16.33)	(16.34)	(16.35)	(16.36)	(16.37)
実質公債費比率	2.1	1.9	2.9	3.6	4.0
(早期健全化基準)	(25.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)	(25.0)
将来負担比率	_	_	_	_	_
(早期健全化基準)	(350.0)	(350.0)	(350.0)	(350.0)	(350.0)

[※] 実質赤字比率・連結実質赤字比率については、赤字額がないため、また、将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、「一」で表示しています。

(9) 行政評価(第21条)

市では、第五次総合計画の基本計画に基づき実施する具体的な取組を示す「第五次総合計画実行シート」を平成 23 年度から毎年度作成、活用しており、PDC I サイクルを通じたマネジメントを行い、効果的・効率的な行政運営に努めるとともに、その内容を公表しています。

今後とも、施策等の効率性、有効性等について評価し、改善を図り、効果的・効率的な行政運営に努め、質の高い市民サービスの提供を図ることが必要です。

【平成24年度から平成28年度までの主な取組】

・実行シートの公表

実行シート I 〔取組体系・指標シート〕 (平成 24 年度~平成 28 年度) 実行シート II 〔計画・進捗管理シート〕 (平成 24 年度~平成 28 年度) 実行シートⅢ〔評価シート〕 (平成 24 年度~平成 27 年度)

• 第五次総合計画後期基本計画策定に係る実行シート評価項目等の見直し (平成27年度)

(10) 行政手続(第22条)

市では、「行政手続条例」に基づき、行政手続等を明確化することにより、 行政運営における公正の確保と、透明性の向上を図り、市民の権利利益の保 護に努めています。

今後とも、公正で透明性の高い行政運営に努めていくことが必要です。

(11) 法令遵守(第23条)

市では、平成 19 年度から毎年6月、12 月を職員倫理向上月間とし、服務規律の徹底や職員研修の実施などにより、職員の倫理意識を高め、市民の信頼を確保するための取組を進めています。

また、平成21年4月から「法令遵守に関する条例」を施行し、公益通報や不当要求行為への対応を定め、公正な事務・事業の遂行等を推進しています。さらに、各職場においては、住民基本台帳法や地方税法等、それぞれの業務における関係法令を遵守するとともに、個人情報や様々な行政情報等を適正に取扱い、法令遵守を常に意識して職務を行っています。

今後とも、コンプライアンス意識の向上を図り、公正な事務・事業の遂行 等を図ることが必要です。

【平成24年度から平成28年度までの主な取組】

- ・法令遵守に関する条例に基づく不当要求行為への対応ハンドブックの作成・配布(平成26年度)
- (12) 国、他の自治体等との連携(第24条)

広域にまたがる課題、市だけでは解決が困難である課題等の解決には、国、 大阪府、関係市町村、関係団体等との連携・協力が必要となります。市においては、それに対応すべく、全国市長会、全国施行時特例市市長会、大阪府市長会、北河内都市連絡会等を通じ、広域的に調査・研究、要望等を行っています。また、学校法人・公立大学法人の8法人及び金融機関の1法人と包括連携協定を締結し、地域産業振興・活性化、人材の育成、まちづくりなどの様々な分野において連携しています。

今後とも、各種政策課題、地域課題の解決を図るため、国、大阪府、関係 市町村、関係団体等との連携に努めていくことが必要です。

【平成24年度から平成28年度までの主な取組】

- 学校法人との包括連携協定の締結〔学校法人 大阪国際学園〕(平成24年度)〔学校法人 大阪音楽大学〕(平成25年度)
- ・災害時における連携に関する協定の締結(平成25年度~)

福祉避難所関係〔社会福祉法人 ほか〕

医療・環境衛生関係〔一般社団法人寝屋川市医師会、一般社団法人寝 屋川市歯科医師会、一般社団法人寝屋川市薬剤 師会、一般社団法人寝屋川市病院協会、寝屋川 市清掃業組合 ほか〕

通信関係〔寝屋川市内郵便局〕

その他〔国土交通省近畿地方整備局 ほか〕

- ・北河内地域ブロック会議の設置〔大阪府及び北河内6市〕(平成26年度)
- ・コンビニエンスストアとのAED設置協定の締結〔コンビニエンスストア 7社〕(平成27年度)
- ・大阪府域地方税徴収機構との連携〔大阪府及び26市町〕(平成27年度)
- 待機児童対策の推進に関する連携協定書の締結〔民間保育所協議会〕

(平成 28 年度)

- ・金融機関との包括連携協定の締結〔枚方信用金庫〕(平成 28 年度)
- ・中核市移行表明による大阪府への協力要請(平成28年度)

・国〔大阪労働局〕と雇用に関する協定の締結(平成 28 年度)

3 条文の検証

(1) 検証に当たっての視点

みんなのまち基本条例の検証に当たっては、以下の4つの視点に基づき、 章ごとに検証を行いました。

① 社会情勢に適合しているか

人口減少・少子高齢化の進行、景気動向の不確実性、災害の発生など、 本市を取り巻く環境の変化や国の法律の制定改廃などを踏まえ、条例に規 定されている事項や内容が現在の社会情勢に適合しているか、また、新た な事項や内容を追加する必要がないかどうかの視点で検証

② 形骸化していないか

条例制定時の意義や内容が失われたものとなっている事項等がないかど うかの視点で検証

③ 本市にふさわしいものであり続けているか

条例制定から現在に至るまでの市政運営に係る状況の変化などを踏まえ、 条例に規定されている事項や内容が、本市にふさわしい事項や内容となっ ているか、また、新たな事項や内容を追加する必要がないかどうかの視点 で検証

4 基本条例として、ふさわしい規定となっているか

条例は、条例原案を公募市民等を構成員とする市民検討委員会で作成したものであることなどから、制定当時の思いを念頭に置きながら、自治基本条例としてふさわしいかどうかの視点で検証

(2) 条文の検証

【前文】

〔意見 1〕

本市の人口については、平成7年をピークに減少が始まり、一定の期間が 経過し、また少子高齢化の流れが進行している。このことにより、「人口減 少が始まるなど、」を「人口減少・少子高齢化が進行するなど、」に変更す る。



〔検証結果 1〕

本市の人口は、平成了年をピークに、国や大阪府に先行して人口減少の局面に入ってから、約20年もの年月が経過している。国により地方創生が推進される中、本市においても「人口ビジョン」を策定しており、本格的な少子高齢化を迎えている現状をより正確に反映した表現とすることは望ましいと考えるため、語句の変更を行う。

〔意見 2〕

国による地方分権改革の推進に伴い、地域の自主性及び自立性を高め、地域による協働を一層推進する必要があるため、「地方分権の流れの中で、」を「地方分権の進展に伴い、」に、「…解決する必要があります。」を「…解決することが求められています。」に変更する。



〔検証結果 2〕

地方分権の進展についての説明は、現行の規定で十分表現できているため、 あえて変更する必要がない。また、修正案の「求められています」は現行の 「必要があります」よりも弱い印象を受け、後退したと受け取られるおそれ があることから、現行の規定どおりとする。

【第1章 総則】

検証の結果、条文の見直し等の必要性は認められませんでした。

【第2章 協働】

〔意見 3〕

平成27年4月に全24小学校区において地域協働協議会が設立された。 今後は、地域協働の新たな展開を進めるため、「地域でできることは地域に」 という考え方を一層推進する意味での「地域自治」という表現を用い、「… 自主的で自立的なまちづくりに」の後ろに「取り組み、地域自治の推進に」 を追加する。



〔検証結果 3〕

今後、地域協働の新たな展開を進め、住民自治を強化し、「地域でできることは地域に」という考え方をより一層推進していくことは重要であるが、「地域自治」という表現は、一般的に使用されていないため、現行の規定どおりとする。

〔意見 4〕

本市では、平成27年4月をもって、市内全小学校区において地域協働協議会が設立され、住民同士や団体が協力・連携し、地域の特色をいかした活動を行っている。本条例において、地域協働協議会の位置付けを明確にすることは、今後の地域協働の推進につながる重要な指針になるものと考える。

今後更に地域協働を推進するため、同協議会の活動の位置付けを明確にするものとして、第4条に次の2項を追加する。

- 3 市民は、地域課題に取り組むため、地域団体や住民で構成し自発的に活動していく組織(以下「地域協働協議会」という。)を設置することができる。
- 4 行政は、地域協働協議会の活動に関し、必要な支援を講じるものとする。



〔検証結果 4〕

前回の検証による条例改正後から、市内各小学校区において地域協働協議 会の設立が始まり、現在は全小学校区で活動が行われている。

今後の本市における地域協働の推進には、地域協働協議会における取組が 一層重要になると考えられるが、条例に規定することで、市民は地域の課題 解決のために地域協働協議会を通じて活動しなければならないという努力義 務が生じ、また特定の市民団体について本条例に規定することは、議論を要 するものであると考えるため、引き続き検討する。

〔意見 5〕

安全・安心の向上を図る行政の役割として、犯罪から市民の命を守る防犯対策に取り組むことが重要であることから、第6条第1項及び第2項に具体的に明記するよう、「市民は、自然災害等に」を「市民は、自然災害、犯罪等に」とし、また「行政は、自然災害等から」を「行政は、自然災害、犯罪等から」とし、「防災力等」を「防災力、防犯力等」とする。



〔検証結果 5〕

安全・安心に関する事項は、市民の市への愛着や誇りの醸成を図る上で、 根底を成すものであり、平成 24 年度以降の主な取組においても、自治会へ の防犯カメラの設置補助、深夜防犯パトロールの実施など、防犯に関する新 規事業を進めてきたところである。現行の条文では、防犯という語句が明記 されておらず、防犯の重要性を改めて示すため、語句を追加する。

【第3章 市民】

検証の結果、条文の見直し等の必要性は認められませんでした。

【第4章 議会】

市議会で検証を行います。

【第5章 行政】

〔意見 6〕

地域協働の取組が進む中、職員の市民としての位置付けを明確にするため、「…努めるものとする」を「…努めるとともに、自らも市民としての自覚を持つものとする。」に変更する。



〔検証結果 6〕

職員の「市民」としての位置付けが分かりにくいこと、また、本市では、 平成25年6月に「寝屋川市地域協働職員及び地域担当職員に関する規則」 を定めることなどにより、市内四駅前一斉清掃、ねやがわクリーンデイ、美 しいまちづくりの啓発事業等、様々な協働の取組に職員が積極的に参加して いることなどから、語句を変更する必要はないと考えるため、現行の規定ど おりとする。

〔意見 7〕

第五次総合計画後期基本計画において、寝屋川市総合計画審議会の最終答申により、今後の総合計画の在り方については、「平成23年の改正地方自治法の施行により、総合計画の策定義務が廃止されたことから、任意の策定については、今後、社会情勢の変化、市長任期との整合性など、幅広い観点から検討されたい」とされている。本条例第19条に記載のある総合計画の位置付けを明確にする必要があるため、次の1項を加える。

2 前項の総合計画においては、議会の議決を経て総合的かつ計画的な行政 の運営を図るための基本構想を定めるものとする。



〔検証結果 7〕

本条例への総合計画に関する規定の追加については、本条例のどの章に追加すべきか、条として追加するのか、項として追加するのか、また、改正前の地方自治法を踏まえた策定主体の整理や、総合計画の策定を義務付けるところまで規定するか、などについて、引き続き検討する。

【第6章 条例の実効性の確保等】

〔意見 8〕

本条例を検証するに当たっての4つの視点は、今後検証するに当たっての 視点としても重要であり、同じ視点で検証を重ねるにつれ、改正する可能性 が低くなってくるため、「この条例の施行の日から5年を超えない期間ごと に検証を行い、」を「社会情勢に応じて検証を行い、」に変更する。



〔検証結果 8〕

本条例の検証の視点は、今後検証するに当たっての視点としても重要なものであるが、「社会情勢に応じて」検証する基準が不明確であり、どのような場合に検証するかを決める必要性が生じる。一方、条例の実効性を確保するという点で、明確な期間を設けることも意義があるため、検証時期の規定について、引き続き検討するとともに、検証の規模、方法についても柔軟に対応できるよう検討する。

〔意見 9〕

本条例では、条例の改正等の措置を講じるのは市長とされているが、条例の制定・改廃は議会の議決によって成立するため、その旨に沿った条文案に見直す。



〔検証結果 9〕

本条例第27条の規定は、条例の検証についての規定であり、市長は検証する主体として規定されている。「措置を講じる」という語句は、「行う」という意味のほかにも、「方法・手段を考える」という意味もあり、ここでの意味は後者に近く、地方自治法の趣旨に反するものではないため、現行の規定どおりとする。

4 他条例等とみんなのまち基本条例との整合性

他条例及び規則等が、みんなのまち基本条例と整合性が図られているかについて、下記の2つの視点で検証しました。

- ① 条例第2条第1号に規定する「市民」と同じ考え方で規定できるにもかかわらず、規定していないものがないか。
- ② 条例第3条「基本理念」及び「第2章 協働」に規定する第4条から第11条までの考え方に相容れない規定がないか。

検証の結果、該当する条文はありませんでした。

【 [参考] 平成 24 年度以降に制定された主な条例・規則】

<条例>

- ・寝屋川市特別職の職員及び教育長の給与の特例に関する条例
- ・ 寝屋川市一般職の職員の給与の特例に関する条例
- ・ 寝屋川市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例
- ・寝屋川市における東部大阪都市計画河北西町地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例
- 寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例
- ・寝屋川市私債権の管理に関する条例
- 寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計条例
- 寝屋川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- 寝屋川市白転車安全利用条例
- 寝屋川市道路構造の技術的基準を定める条例
- 寝屋川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
- ・寝屋川市が設置する道路標識の寸法を定める条例
- ・寝屋川市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 寝屋川市産業振興条例
- ・寝屋川市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業

- の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 寝屋川市暴力団排除条例
- 寝屋川市立療育・自立センター条例
- ・寝屋川市における東部大阪都市計画新家地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例
- ・寝屋川市自転車の駅条例
- ・寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内における 建築物等に関する条例
- 寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・ 寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・寝屋川市における東部大阪都市計画打上新町地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例
- ・寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・寝屋川市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例
- ・寝屋川市地域包括支援センターの人員、運営等に関する基準を定める条例
- 寝屋川市屋外広告物条例
- ・寝屋川市における東部大阪都市計画小路地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例
- 寝屋川市教育委員会の教育長の服務に関する条例
- ・寝屋川市立学び館条例
- ・寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 寝屋川市特別職の職員等の給料等の特例に関する条例
- 寝屋川市立有料自動車駐車場条例
- ・寝屋川市職員の退職管理に関する条例
- 寝屋川市立消費生活センター条例
- 寝屋川市行政不服審査法施行条例
- ・寝屋川市における東部大阪都市計画萱島東地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物に関する条例
- ・寝屋川市における東部大阪都市計画香里地区防災街区整備地区計画の区域内における 建築物に関する条例
- ・寝屋川市における東部大阪都市計画池田・大利地区防災街区整備地区計画の区域内に おける建築物に関する条例
- 寝屋川市における東部大阪都市計画讃良東町北地区地区計画の区域内における建築物 等に関する条例

- ・ 寝屋川市農業委員会の委員の定数に関する条例
- ・寝屋川市空き家等の適正管理等及び老朽危険建築物等に係る対策の推進に関する条例

<規則>

- ・寝屋川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の 指定等に関する規則
- ・寝屋川市まちづくり交付金評価委員会規則
- 寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例施行規則
- ・ 寝屋川市私債権の管理に関する条例施行規則
- 寝屋川市児童福祉審議会規則
- ・寝屋川市社会福祉法人等の指導監査の実施に関する規則
- 寝屋川市社会福祉法人設立認可等審査会規則
- 寝屋川市自転車安全利用条例施行規則
- 寝屋川市道路構造の技術的基準を定める条例施行規則
- 寝屋川市立小 中学校結核対策委員会規則
- 寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則
- 寝屋川市就学指導委員会規則
- ・寝屋川市ドリームプラン選考委員会規則
- 寝屋川市歴史的資料収集 保存 活用委員会規則
- 寝屋川市消防団員等公務災害補償条例施行規則
- 寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則
- 寝屋川市立保育所民営化に係る事業者選定委員会規則
- 寝屋川市障害者計画等推進委員会規則
- 寝屋川市子ども・子育て会議規則
- 寝屋川市つどいの広場事業運営団体選定委員会規則
- 寝屋川市高齢者保健福祉計画推進委員会規則
- 寝屋川市地域介護・福祉空間の整備及び推進事業者選定委員会規則
- ・寝屋川市地域密着型サービス等運営委員会規則
- 寝屋川市老人ホーム入所判定等委員会規則
- ・寝屋川市地域包括支援センターの設置に係る事業者選定委員会規則
- ・寝屋川市養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則
- ・寝屋川市地域協働職員及び地域担当職員に関する規則
- ・寝屋川市新ごみ処理施設建設に係る審議会規則(※平成26年度に失効)
- ・寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会規則

- ・寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則
- 寝屋川市民生委員推薦会規則
- 寝屋川市暴力団排除条例施行規則
- 寝屋川市立療育・自立センター条例施行規則
- ・寝屋川市自転車の駅条例施行規則
- ・寝屋川市営住宅再編整備に係る PFI 事業者選定委員会規則
- 寝屋川市庁舎管理規則
- ・寝屋川市ワガヤネヤガワ・ベンチャービジネスコンテスト審査委員会規則
- ・寝屋川市子ども・子育て支援法に基づく支給認定等に関する規則
- 寝屋川市屋外広告物条例施行規則
- 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則
- 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則
- 寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則
- 寝屋川市立学び館条例施行規則
- ・寝屋川市副市長の事務分担等に関する規則
- 寝屋川市立有料自動車駐車場条例施行規則
- ・寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則
- ・寝屋川市立消費生活センター条例施行規則
- ・寝屋川市再就職者による依頼等の届出に関する規則
- 寝屋川市災害復興生活資金貸付規則
- 寝屋川市職員の退職管理に関する規則
- 寝屋川市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則
- 寝屋川市サクラプロジェクト事業者選定委員会規則
- 寝屋川市いじめ問題対策委員会規則
- 寝屋川市地域公共交通協議会規則
- 寝屋川市いじめ問題再調査委員会規則
- 寝屋川市健康増進計画推進委員会規則
- 寝屋川市子育てリフレッシュ館遊びスペース設置事業者選定委員会規則
- 寝屋川市待機児童保育施設整備事業者選定委員会規則
- ・寝屋川市空き家等の適正管理等及び老朽危険建築物等に係る対策の推進に関する条例 等施行規則
- 寝屋川市農業委員会の委員選任に関する規則

く参考資料>

1	協働の	主	な	取	組	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	1
2	寝屋川	市	み	ん	な	の	ま	ち	基	本	条	例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
3	寝屋川	市	み	ん	な	の	ま	ち	基	本	条	例	検	証	会	議	設	置	要	綱	•		•	•	•	35
4	寝屋川	市	み	ん	な	の	ま	ち	基	本	条	例	プ		ジ	ェ	ク	۲	•	チ	_	ム				
	構成員	名	簿	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	37
5	寝屋川	市	み	ん	な	の	ま	ち	基	本	条	例	プ		ジ	ェ	ク	۲		チ	_	ム				
	会議開	催	状	況	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	38
6	寝屋川	市	み	ん	な	の	ま	ち	基	本	条	例	検	証	会	議										
	構成員	名	簿	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	39
7	寝屋川	市	み	ん	な	の	ま	ち	基	本	条	例	検	証	会	議										
	会議開	催	状	況	•							•				•										40

協働の主な取組

説明

1	共	:催	取組数	, 市民活動団体等と行政が主催者となって共同で一つの事業を行う形態
		取組例		イベントの共同実施
2	補	謝·助成	30	市民活動団体等が主体的に行う事業等を育成・助長するため金銭又は物品等を交付する形態
		取組例		補助金交付、物品貸与
3	天 女	話	33	行政が市民活動団体等(営利企業を除く。以下同じ。)に対して、 委託して事業を行う形態 (市民活動団体等の専門性や地域性、機動力、組織などを尊重し、 いかすことができるものであることが必要で、行政側の財政的な負 担軽減のみを目的として委託するものは除く。)
		取組例		公の施設の管理運営(コミュニティセンター等の指定管理)、公益 活動(社明の推進など)の委託
4		形成過程 多画	70	行政が、事業計画や施策検討の際に市民、市民活動団体等から提案 を受けたり、意見を聴いたりする形態
		取組例		計画策定に係る市民アンケート調査、パブリック・コメント手続、審議会、ワークショップ
⑤	7	の他	40	上記のいずれにも該当しない協働事業

① 共催

NO	名称	概要	実施年度	所管課
1	歯の健康展・市 民の集い	口腔衛生の啓発・普及を図るため、歯科医師会・教育委員会・市の共催により、市政協力委員自治推進協議会や老人クラブ連合会等5団体の後援を受け、8020表彰、講演会、ブラッシング指導、絵画展示等を実施。 【共催団体:一般社団法人寝屋川市歯科医師会】	昭和52年度 ~	健康推進室
2	農業まつり	都市農業の役割を再認識してもらうため、子どもから 高齢者まで様々な市民が農にふれあう機会を提供 【共催団体:北河内農業協同組合、九個荘農業協同組 合】	昭和57年度 ~	産業振興室
3	健康花壇	市民自らの手で花と緑のある美しいまちづくりを推進するため、地域住民が主体となり、公園等に設置された花と緑の健康花壇への草花の植栽及び育成活動を実施。 【共催団体:自治会等】	昭和63年度 ~	水・みどり室
4	健康長生塾	健康づくりのための意識の高揚と生活習慣の改善、また、本市の保健予防事業の積極的な利用及び啓発を地域で行っていただくことを目的に、特別講演、音楽療法、健康体操、体力測定、医師会会員による講義などを実施。 【共催団体:一般社団法人寝屋川市医師会】	平成5年度	健康推進室
5	成人教育講座	成人を対象に、現代的な課題をテーマに、幅広い視野と豊かな感性を培うための学習機会を提供。 【共催団体:寝屋川市立校園PTA協議会、6コミセン、ふらっとねやがわ】	平成6年度	社会教育課
6	クリーンリバー 寝屋川作戦	一級河川寝屋川を市民が親しみ憩える川として、市民 との協働による河川の清掃活動を実施。一級河川寝屋 川とたち川の12か所において、年2回(春・秋)、 一斉に清掃を実施。 【共催団体:ねや川水辺クラブ】	平成12年度 ~	水・みどり室
7	いきいきセン ターまつり	センターを利用されている団体・サークル間の親睦と 交流並びに日頃の活動の成果を発表。 【共催団体:いきいきセンターまつり実行委員会】	平成16年度 ~平成27年度	人権文化課

① 共催

NO	名称	概要	実施年度	所管課
8	市立埋蔵文化財 資料館展示の説 明	市立埋蔵文化財資料館条例第3条に基づき、市立埋蔵 文化財資料館において、寝屋川市の歴史や展示資料に ついて市民公募のボランティアによる説明を実施。 【共催団体:寝屋川市文化財展示説明ボランティアの 会】	平成16年度 ~	文化スポーツ室
9	自然環境学習	市環境基本計画に基づき、身近な自然を観察し、環境問題についての正しい理解と関心を高めることを目的に自然観察会を実施。 【共催団体:寝屋川市自然を学ぶ会・水辺に親しむ会・日本野鳥の会】	平成18年度	環境推進課
10	自然体験学習• 資料室	市立池の里市民交流センター条例第9条に基づき、自然を学ぶ楽しさを広げる場として、行政と市民との協働で事業を実施。自然資料施設展示室では、地質・植物・水生生物・昆虫・野鳥など寝屋川の自然を分野ごとに展示し、自然体験学習室では、日常的な活動で手作り工作・講座・施設周辺の環境など、様々な楽しい活動等を実施。 【共催団体:自然資料施設運営スタッフの会】	平成18年度 ~	文化スポーツ室

② 補助·助成

NO	名称	概要	実施年度	所管課
1	防犯協会の活動	市民の防犯意識の高揚と犯罪抑止活動を支援するため、補助金を交付。	昭和24年度 ~	危機管理室
2	PTA協議会の 活動	幼・小・中41校園の単位PTAと連携を図りながら、 地域における様々な活動を支え、地域教育力の向上に 大きく寄与するとともに、青少年の健全育成等に取り 組んでいる市立校園PTA協議会の活動を支援するた め、補助金を交付。	昭和26年度 ~	青少年課
3	更生保護団体活 動への支援	犯罪や非行のない地域社会を作るため、更生保護三団体(保護司会・更生保護女性会・BBS会)の活動を支援。	昭和27年度 ~	市民活動振興室
4	子ども会育成連 絡協議会の活動	子ども会活動を円滑に行うために相互の連携、指導者 の資質向上を図る運営委員会の開催等に取り組んでい る子ども会育成連絡協議会の活動を支援するため、補 助金を交付。	昭和34年度 ~平成25年度	青少年課
5	保存樹の維持管 理	「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」及び「寝屋川市美しいまちづくり条例」に基づき、市が保存樹を指定し、維持管理費の一部を助成。	昭和52年度 ~	水・みどり室
6	スポーツ少年団 の育成	軟式野球、サッカー、合気道等のスポーツ少年団に対し、マラソン大会やすさみ町スポーツ少年団との交流事業等、青少年の健全育成の推進に対し、補助金を交付。		文化スポーツ室
7	防犯灯の整備	地域の防犯環境の整備及び防犯灯のLED化を推進し、 防犯対策の充実を図るため、自治会による防犯灯の維 持管理及び新設・改造に対し、補助金を交付。	昭和53年度 ~	市民活動振興室

② 補助:助成

NO	名称	概要	実施年度	所管課
8	寝屋川まつり	にぎわいのあるまちづくりを支援するため、寝屋川まつり実行委員会が実施する本市最大のイベントである 寝屋川まつりに対して補助金を交付。	昭和53年度 ~	市民活動振興室
9	海外姉妹都市• 友好都市交流	海外姉妹・友好都市との友好交流を深め、地域や個人レベルでの国際理解や国際交流を推進するため、都市交流団体が行う海外姉妹都市・友好都市との交流事業(受入れ・派遣)に対して補助金を交付。	昭和57年度 ~	市民活動振興室
10	自治会のコミュ ニティづくり	地域コミュニティの活性化を図るため、自治会集会所の整備や地域コミュニティづくり事業(まつり、盆踊り等)に対し支援。	昭和58年度 ~	市民活動振興室
11	暴力排除対策協 議会の活動	暴力団の追放を始め、あらゆる暴力の排除を図る運動 (暴力排除・けん銃市民大会等)に対し、補助金を交付。	平成元年度	危機管理室
12	資源集団回収の 活動	自治会・子ども会等の市民団体が自主的に行う再資源 化可能物の集団回収活動を奨励し、資源物の有効利用 とごみ減量、また、ごみ問題に関する市民意識の高揚 を図り、地域コミュニティを促進。	平成9年度	環境総務課
13	市指定文化財の 公開活用	市指定文化財のうち、市所有のもの以外について、市 文化財保護条例に基づき、修理・公開にかかる経費を 補助。	平成11年度 ~	文化スポーツ室
14	街かどデイハウ スへの支援	街かどデイハウス(健康チェック(血圧等)・給食・ そのほか利用者の日常生活の向上に資する事業)に補助金を交付。	平成1 4 年度 ~	高齢介護室

② 補助·助成

NO	名称	概要	実施年度	所管課
15	公園愛護会	公園美化のため継続して、2人以上の地域の人で自発的に組織した団体が、毎月2回以上行う清掃・除草などの市民活動を支援。	平成14年度 ~	水・みどり室
16	生垣・駐車場の 緑化	民有地緑化の促進を図り、緑豊かな、潤いと安らぎの あるまちづくりを推進するため、緑の基本計画に基づ き、生垣の設置および民営駐車場に緑地等の設置に助 成。		水・みどり室
17	レンゲ開放農地	市内の農地にレンゲ等を植栽し、広く市民に開放することによって、景観に配慮した農あるまちづくりを推進するとともに、自然(農地)に触れ合う中で、市民に農地の重要性を理解してもらう。		産業振興室
18		市民活動のサポートを行い、地域自治会活動等の促進 を図るため、土日・祝日のボランティア活動等に公用 車を貸し出す取組を実施。	平成16年度	資産活用課
19	ふらっと ねや がわ市民企画	全ての人が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた講座を市民や団体が企画・立案することにより、男女共同参画に対する市民意識をさらに高めることを目的に、開催費用等を支援。	平成16年度	人権文化課
20	市民管弦楽団の 活動	市民管弦楽団の円滑な活動の推進と定期演奏会の充実を図るため、市民参画による自主的な管弦楽団の活動に対し、会場使用料の一部を負担して支援。	平成16年度 ~	文化スポーツ室
21	公益活動及びに ぎわい創出への 支援	公益活動の促進とまちのにぎわいの創出を図るため、 市民団体等が自主的・自発的・主体的に行う公益的な 事業、にぎわいを創出する事業に対して補助金を交 付。	平成18年度	企画政策課

② 補助・助成

NO	名称	概要	実施年度	所管課
22	エンジョイフェ スタinねやがわ	社会教育団体等が一丸となって子どもから高齢者までが楽しむことのできるレクリエーションプログラムを提供し、生涯学習の普及推進や地域コミュニティの活性化を図ることを目的としたエンジョイフェスタinねやがわを開催するため、実行委員会に対し、補助金を交付。	平成18年度 ~	文化スポーツ室
23	AED(自動体 外式除細動器) の貸出し	市民団体等が、市域内及び市外において実施する事業・行事において、救命活動に備えるため、市所有のAED(自動体外式除細動器)を貸し出し、救命率の向上を図ることにより、安全で安心なまちづくりを推進。	平成20年度 ~	市民活動振興室
24	地域協働の推進	各小学校区単位の地域協働協議会に対し、地域協働基礎交付金の支給による活動支援を行うとともに、地域協働協議会関係者会議における研修や各校区の取組事例の情報共有等を実施。	平成23年度 ~	市民活動振興室
25	NPO法人の活 動への支援	市民協働によるまちづくりの推進及び地域の活性化を図るため、NPO法人等の団体が自主的かつ自発的に行う特定非営利活動に対し、補助金を交付。	平成24年度 ~	市民活動振興室
26	寝屋川ハーフマ ラソン	市民・市民団体・行政が協働で、健康増進やスポーツの振興、市域の活性化やにぎわいの創出を目的とする寝屋川ハーフマラソンの開催のため、実行委員会に補助金を交付。	平成24年度 ~	文化スポーツ室
27	市立小学校校庭 の芝生維持管理 への補助	市立小学校校庭の芝生化の円滑な推進に資するため、 芝生の維持管理に対し、補助金を交付。	平成24年度 ~	教育政策総務課
28	自治会集会所用 太陽光発電シス テムの設置	再生可能エネルギーの普及及び市民意識の高揚を図る ため、自治会集会所への太陽光発電システムの設置費 用を補助。	平成26年度	環境推進課

② 補助·助成

NO	名称	概要	実施年度	所管課
29	自治会による防 犯カメラの設置	地域の生活者が往来する道路や、地域のパトロール等では犯罪の抑止に対応しきれない場所に、自治会が設置する防犯カメラの設置費用に対し補助金を交付。	平成27年度 ~	危機管理室
30	大関豪栄道関優 勝祝賀パレード	平成28年大相撲九月場所で、ふるさと大使豪栄道関が全勝優勝したことを受け、大関豪栄道関優勝パレード実行委員会が実施する優勝祝賀パレードに対して、補助金を交付。	平成28年度	広報広聴課

③ 委託

NO	名称	概要	実施年度	所管課
1	市民体育大会	市民体育大会総合開会式及び市民体育大会20種目22 競技並びに北河内・大阪府各種5大会もの様々な競技 を開催。 【委託団体:NPO法人寝屋川市スポーツ振興連盟】	昭和25年度 ~	文化スポーツ室
2	市民文化祭	市民作品展、音楽祭、芸能祭、演芸祭など文化芸術活動の発表の場と市民に鑑賞の機会を提供するとともに、文化芸術活動の促進を図るため、毎年11月3日の文化の日を中心に開催。 【委託団体:寝屋川市民文化祭運営委員会】	昭和26年度 ~	文化スポーツ室
3	青少年健全育成 の推進	青少年健全育成の推進のため、中学生の主張事業、青 少年育成促進事業、青少年育成市民啓発推進事業(オ アシス運動推進事業)の3事業を実施。 【委託団体:寝屋川市青少年指導員会】	昭和31年度 ~	青少年課
4	社会を明るくす る運動	社会を明るくする運動の目標である「明るく住みよいまち」をつくるため、重点目標である①まちを明るく清潔にする運動、②人権意識を高める運動、③青少年の健全育成を進める運動に取り組む。 【委託団体:寝屋川市社会を明るくする運動推進委員会】	昭和46年度 ~	市民活動振興室
5	成人式	成人になった喜びを市全体で祝うとともに、新成人としての自覚を促し、その責務を認識させる機会とするため、新成人を対象に「成人式」を開催。1部 式典、2部 旅立ちイベントを企画運営。 【委託団体:成人式実行委員会】	昭和60年度 ~	青少年課
6	市民たそがれコ ンサート	広く市民を対象にジャズの生演奏を聴く機会を提供 し、音楽に対する理解と市民の音楽文化についての意 識の高揚を図るため開催。 【委託団体:寝屋川市音楽団】	昭和62年度 ~	文化スポーツ室
7	市民ウォーキン グ	市民の健康の保持増進及びコミュニティスポーツの普及推進を図るため、年2回の市民ウォーキングを実施。 【委託団体:寝屋川市スポーツ推進委員会】	平成元年度	文化スポーツ室

③ 委託

NO	名称	概要	実施年度	所管課
8	寝屋川音楽祭	プロとアマチュアの共演や音楽団体相互の交流を通して、市民の文化芸術活動の活性化を図るため、寝屋川市音楽連盟に加入する音楽団体で構成する実行委員会の運営により、市民による、市民のための音楽祭を実施。 【委託団体:寝屋川音楽祭実行委員会】	平成8年度 ~平成28年度	文化スポーツ室
9	ふれあいプラザ 香里の管理等業 務	行政情報・ボランティア情報の提供、リサイクル図書の提供・貸出、淀川水系淡水魚の水槽展示、芸術作品展示等の文化活動の場の提供、その他市民活動の促進に必要な事項を提供。 【委託団体:ふれあいプラザ香里世話人会】	平成12年度 ~	市民活動振興室
10	家族介護教室	高齢者を介護している家族などが、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどについて知識・技術を習得するための教室。 【委託団体:公益財団法人寝屋川市保健福祉公社】	平成12年度 ~	高齢介護室
11	家族介護者交流	心身のリフレッシュを図るため、在宅で高齢者を介護 している家族同士が日帰り旅行などで交流。 【委託団体:社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会】	平成12年度 ~	高齢介護室
12	地域教育協議会 (子どもの健全 育成等)	12中学校区において、学校・家庭・地域が連携し、地域の活性化を図るとともに子どもの健全育成に向けた体験活動等の取組を促進し、豊かな人間性を育むことを目的に設置し、地域教育力の向上に寄与。【委託団体:12中学校区地域教育協議会】	平成12年度 ~	青少年課
13	軽度生活援助・ 外出付添いサービス	洗濯などの家事を支援したり、市内の病院への通院や	軽度生活援助 事業(平成12 年度~) 外出付添い サービス事業 (平成13年度 ~)	高齡介護室
14	外出援助サービス	外出が困難になった高齢者に対して、地域のボランティアの方々により、外出を援助するサービスを実施。 【委託団体:社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会】	平成13年度 ~	高齢介護室

③ 委託

NO	名称	概要	実施年度	所管課
15	高齢者健康体操	高齢者の健康増進のための自主的な取組を促進し、また、地域のつながりを強めることで高齢者が地域において自立した生活が継続できるよう健康体操を実施。 【委託団体:寝屋川気功・太極拳推進会】	平成15年度 ~平成28年度	高齢介護室
	ひとり親家庭パ ソコン技能自習 指導	ひとり親家庭の就業支援の一環として、寝屋川市駅前 産業振興センターパソコンルームにて、パソコン講座 を実施し、パソコン技能の自習に伴う指導を行う。 【委託団体:寝屋川市母子寡婦福祉会】	平成16年度 ~平成25年度	こどもを守る課
17	放課後子供教室	放課後や週末に子どもにとって安全で安心な居場所を確保し、青少年の健全育成を推進するために放課後子供教室を市立24小学校で実施。主な活動は小学校の施設や校庭を利用し、地域住民の参画を得て体験活動、スポーツ活動、文化活動、学習活動を実施。【委託団体:24小学校区放課後子供教室実行委員会】	平成16年度 ~	青少年課
18	寝屋川せせらぎ 公園の清掃管理 業務等	週に4回、9時間の清掃及び植生のモニタリング施設 点検等を実施。 【委託団体:ねや川水辺クラブ】	平成17年度 ~	水・みどり室
19	回覧チラシ等配 布	市からの周知文書、ポスター・チラシ等を配布。 【委託団体:各自治会】	平成17年度 ~	市民活動振興室
20	コミュニティセ ンターの管理運 営	コミュニティセンターの管理運営(指定管理) 【指定管理者:各コミュニティセンター運営協議会 等】	平成18年度 ~	市民活動振興室
21	すばる・北斗福 祉作業所の管理 運営	障害者の発達と自立を促進する施設として、「就労の場」及び「生活の場」を提供するすばる・北斗福祉作業所の管理運営。(指定管理) 【指定管理者:社会福祉法人療育・自立センター】	平成18年度 ~	障害福祉課

③ 委託

NO	名称	概要	実施年度	所管課
22	市民活動セン ターの管理運営	市民活動センターの管理運営(指定管理) 【指定管理者:NPO法人寝屋川市民活動ネット・な かま】	平成20年度 ~	市民活動振興室
23	学校支援地域本 部の取組	学校・家庭・地域の連携により、地域の教育力の向上を目指すため、地域全体で学校教育を支援する体制作りを行う「学校支援地域本部」の取組を推進。 【委託団体:12中学校区地域教育協議会】	平成20年度 ~	青少年課
24	介護予防活動 (通所)	街かどデイハウス(健康チェック(血圧等)・給食・その他利用者の日常生活の向上に資する事業)において、介護予防や認知症予防の取組を実施。 【委託団体:「いこいの家なりた」運営委員会、NPO法人「ふれあい時遊館」】	平成21年度	高齡介護室
25	元気アップ介護 予防ポイント	高齢者の介護予防及び社会参画を図るため、介護施設等における社会参加活動実績を評価した上でポイントを付与し、当該ポイントを換金した「介護予防ポイント転換交付金」を高齢者の申し出により交付。 【委託団体:社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会】	平成21年度 ~	高齢介護室
26	多文化共生・国際交流の推進	国際交流の推進と外国人が安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指し、外国人相談窓口事業、外国人と地域住民との交流事業、海外姉妹・友好都市との連携・調整事業、ガイドブック関連事業、公共手続等補助事業を委託し、外国人の生活をサポートする取組を実施。 【委託団体:NPO法人寝屋川市国際交流協会】	平成23年度	市民活動振興室
27	青年祭	寝屋川市の次代を担う青年が集まり、新たな「青年のネットワーク」が生まれることを目的として、ダンス等の特技やパフォーマンスのほか、茶道や絵画展示など青年交流の場として開催。 【委託団体:青年祭実行委員会】	平成23年度 ~	青少年課
28	寝屋川ミュー ジックデー	学生相互の交流、音楽技術の向上と音楽文化の一層の発展を図るため、市内の中学生・高校生・大学生が一堂に会し、日頃の音楽活動の成果を発表する機会として、中学校や高等学校の先生及び大学生により実施。 【委託団体:寝屋川ミュージックデー実行委員会】	平成24年度 ~	文化スポーツ室

③ 委託

NO	名称	概要	実施年度	所管課
29	人形劇「トコト コはちかっちゃ ん」	新寝屋川八景を広く市民に認知してもらうため、新寝屋川八景を紹介する人形劇を、市内コミュニティセンター等で団体と実施。 【委託団体:寝屋川人形劇連絡会】	平成24年度 ~平成26年度	文化スポーツ室
30	文化のたねを育 てよう(音楽・ その他芸術分 野)	アルカスホールのスタインウェイピアノ活用者の発掘 とピアノ活用のための組織づくりを目指すとともに (音楽分野)、文化・芸術活動者が一堂に会したアル カスホール内での情報交換・情報発信の場を提供(そ の他芸術分野)。 【委託団体:文化のたねを育てよう実行委員会】	平成24年度	文化スポーツ室
31	ミュージカル 「寝屋のはちか づき」	子どもの鑑賞機会の充実や地域に根ざした文化の振興を図るため、寝屋川市に伝わる民話「はちかづき姫」を題材にした本格的なミュージカルを開催。 【委託団体:ミュージカル「寝屋のはちかづき」実行委員会】	平成25年度 ~	文化スポーツ室
32	寝屋川市アルカ スピアノコン クール	音楽文化の振興を図るため、アルカスホールのスタインウェイピアノ及び音響設備を活用した、全国規模のピアノコンクールを開催。 【委託団体:寝屋川市アルカスピアノコンクール実行委員会】	平成25年度 ~	文化スポーツ室
33	子ども読書活動の推進	平成25年度から、子ども読書活動推進事業として、 読み聞かせ等の実演を実施。平成26年度からは、赤 ちゃんに絵本を贈ろう事業(絵本の配布及び読み聞か せ)も委託に含み実施。 【委託団体:NPO法人子どもと本をつなぐ会ーおお きくなあれー】	平成25年度 ~	中央図書館

NO	名称	概要	実施年度	所管課
ア	ンケート調査			
1	新ごみ焼却施設 建設に関するア ンケート調査	新ごみ焼却施設建設に関するアンケート調査	平成24年度	ごみ処理施設建 設室
2	熱利用に関する 調査	熱利用に関する意見募集	平成24年度	ごみ処理施設建 設室
3	生活環境影響調 査結果に関する 調査	生活環境影響調査結果に関する意見募集	平成25年度	ごみ処理施設建 設室
4	食育に関するア ンケート調査	食育に関するアンケート調査	平成25年度	健康推進室
5	子ども・子育て 支援事業計画策 定に係るニーズ 調査	子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調 査	平成25年度	こどもを守る課
6	社会教育推進計 画策定に係る市 民意識調査	社会教育推進計画策定に係るアンケート調査	平成25年度	社会教育課
7	市民意識調査	〈平成24年度〉 市民ニーズや「第五次総合計画」に掲げる施策の進捗 状況の把握に係るアンケート調査 〈平成26年度〉 第五次総合計画後期基本計画策定に係るアンケート調査 〈平成27年度〉 将来のまちづくりに関する市民意識等についてのアンケート調査	平成24年度 平成26年度 平成27年度	広報広聴課 企画政策課
8	障害福祉計画策 定に係るアン ケート調査	障害福祉計画策定に係るアンケート調査	平成26年度	障害福祉課
9	まち・ひと・し ごと創生総合戦 略策定に係るア ンケート調査	まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係るアンケー ト調査	平成27年度	企画政策課

NO	名称	概要	実施年度	所管課
10	第三次地域福祉 計画の策定に係 る市民アンケー ト調査	第三次地域福祉計画の策定に係る市民アンケート調査	平成27年度	福祉総務課
11	携帯端末用アプリケーションソフト構築に係る市民ニーズ調査	携帯端末用アプリケーションソフト構築に係るアン ケート調査	平成28年度	広報広聴課
12	ごみ減量・リサ イクルに関する アンケート調査	ごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査	平成28年度	環境総務課
13	障害者長期計画 及び障害福祉計 画策定に係るア ンケート調査	障害者長期計画及び障害福祉計画策定に係るアンケー ト調査	平成28年度	障害福祉課
/۴	ブリック・コメン	卜手続		
14	みんなのまち基 本条例	みんなのまち基本条例(改正素案)のパブリック・コ メント	平成24年度	企画政策課
15	地域協働推進プラン	地域協働推進プラン(素案)のパブリック・コメント	平成24年度	市民活動振興室
16	産業振興条例	産業振興条例(素案)のパブリック・コメント	平成24年度	産業振興室
17	地球温暖化対策 地域計画	地球温暖化対策地域計画(素案)のパブリック・コメント	平成24年度	環境推進課
18	第2期特定健康 診査等実施計画	第2期特定健康診査等実施計画(素案)のパブリック・コメント	平成24年度	保険事業室

NO	名称	概要	実施年度	所管課
19	都市計画道路整 備方針	(仮称)都市計画道路整備方針(素案)のパブリック・コメント	平成24年度	都市計画室
20	地域防災計画	地域防災計画(素案)のパブリック・コメント	平成24年度	危機管理室
21	景観計画	景観計画(素案)のパブリック・コメント	平成24年度	まちづくり指導 課
22	自転車安全利用 条例	自転車安全利用条例(素案)のパブリック・コメント	平成24年度	道路交通課
23	暴力団排除条例	暴力団排除条例(素案)のパブリック・コメント	平成25年度	危機管理室
24	第2次食育推進計画	第2次食育推進計画(素案)のパブリック・コメント	平成25年度	健康推進室
25	新型インフルエ ンザ等対策行動 計画	新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)のパブ リック・コメント	平成25年度	健康推進室
26	高齢者保健福祉 計画	高齢者保健福祉計画(2015~2017)のパブリック・コメント	平成26年度	高齢介護室
27	障害福祉計画 (第4期計画)	障害福祉計画(第4期計画)【平成27〜29年度】 (素案)のパブリック・コメント	平成26年度	障害福祉課
28	子ども・子育て 支援事業計画	子ども・子育て支援事業計画(素案)のパブリック・ コメント	平成26年度	こどもを守る課
29	屋外広告物条例	屋外広告物条例(素案)のパブリック・コメント	平成26年度	まちづくり指導課
30	社会教育推進計 画	社会教育推進計画(素案)のパブリック・コメント	平成26年度	社会教育課

NO	名称	概要	実施年度	所管課
31	番号法が定める 事務以外の事務 への個人番号の 利用、情報連 携、提供(独自 利用等)	「番号法が定める事務以外の事務への個人番号の利用、情報連携、提供(独自利用等)」についてのパブ リック・コメント	平成27年度	企画政策課
32	第五次総合計画 後期基本計画	第五次総合計画後期基本計画(素案)のパブリック・ コメント	平成27年度	企画政策課
33	人ロビジョン 及び まち・ひと・し ごと創生総合戦 略	人口ビジョン(素案)及びまち・ひと・しごと創生総 合戦略(素案)のパブリック・コメント	平成27年度	企画政策課
34	第三次地域福祉 計画	第三次地域福祉計画 [みんながつながる地域福祉プラン] (素案)のパブリック・コメント	平成27年度	福祉総務課
35	教育大綱	教育大綱(素案)のパブリック・コメント	平成27年度	教育政策総務課
36	第2次子ども読 書活動推進計画	第2次子ども読書活動推進計画(素案)のパブリック・コメント	平成27年度	中央図書館
37	公共施設等総合 管理計画	公共施設等総合管理計画(素案)のパブリック・コメント	平成28年度	資産活用課
38	第二期住宅•建築物耐震改修促進計画	第二期住宅・建築物耐震改修促進計画(素案)のパブ リック・コメント	平成28年度	まちづくり指導課
39	空き家等の適正 管理等及び老朽 危険建築物等に 係る対策の推進 に関する条例	空き家等の適正管理等及び老朽危険建築物等に係る対策の推進に関する条例(素案) [議員提案条例] のパブリック・コメント(※市議会が実施)	平成28年度	議会事務局
40	小中一貫校設置 実施計画	小中一貫校設置実施計画(素案)のパブリック・コメ ント	平成28年度	教育政策総務課

NO	名称	概要	実施年度	所管課
ワ.	ークショップ			
41	寝屋川再生ワー クショップ	市内の水辺環境の整備と保全を推進するため、ワークショップ委員を公募し、市と市民協働による寝屋川再生ワークショップを実施。	平成13年度	水・みどり室
審	議会等			
42	環境保全審議会	良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本事項・ 環境基本計画及び地球温暖化対策地域計画の推進と進 捗管理を実施。(委員15人中2人が市民公募委員)	昭和61年度 ~	環境推進課
43	廃棄物減量等推 進審議会	一般廃棄物の減量等に関する事項について、市長の諮問に応じ、必要な事項を審議。(委員15人中2人が市民公募委員)	平成7年度 ~	環境総務課
44		ごみ減量とリサイクルの推進に向けた具体的な取組の立案・実践活動の推進、啓発、普及活動を実施。(委員16人中3人が市民公募委員)	平成7年度	環境総務課
45	高齢者保健福祉 計画推進委員会	高齢者保健福祉計画の策定及びその推進に関する施策を審議。(委員15人中2人が市民公募委員)	平成11年度	高齢介護室
46	総合計画審議会	総合計画審議会で、第五次総合計画試案を審議。(委員23人中3人が市民公募委員)	平成12年度 ~	企画政策課
47	男女共同参画審議会	第4期ねやがわ男女共同参画プランの目標達成に向けた取組の進捗状況や課題などについて検証し、解決に向けた効果的な取組や新たな課題等について審議。 (委員13人中2人が市民公募委員)	平成12年度 ~	人権文化課

NO	名称	概要	実施年度	所管課
48	国民健康保険運 営協議会	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議。 (委員14人中1人が市民公募委員)	平成13年度	保険事業室
49	家庭教育支援連 絡会	家庭教育推進指針に基づく家庭教育の推進及び家庭教育に関する支援策について、情報収集や意見交換を実施。	平成14年度~	青少年課
50	地域福祉計画策 定検討委員会	地域福祉の推進に関する課題や解決方法について、継続的な審議を行い、現行計画の進捗管理や次期計画の 策定を実施。(委員13人中2人が市民公募委員)	平成15年度	福祉総務課
51	公募補助金審査 委員会	「寝屋川市公益活動支援公募補助金」及び「寝屋川市にぎわい創出公募補助金」の補助対象事業について、客観的な審査を実施。(委員6人中2人が市民公募委員)	平成18年度	企画政策課
52	地域密着型サービス等運営委員会	地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援事業の適正な運営を図るための意見交換及び連絡調整を実施。(委員6人中2人が市民公募委員)	平成18年度	高齢介護室
53	こどもプラン推 進地域協議会	子育て支援施策を推進。(委員14人中3人が市民公 募委員)	平成18年度 ~平成24年度	こどもを守る課
54	景観審議会	良好な景観形成に関する重要事項等を審議。(委員 11人中2人が市民公募委員)	平成22年度 ~	まちづくり指導課

NO	名称	概要	実施年度	所管課
55	文化振興会議	文化の振興に関する重要事項について意見交換を実施。 (委員7人中1人が市民公募委員)	平成22年度 ~	文化スポーツ室
56	産業振興のため の意見交換会	市民等が寝屋川市の産業を振興するための意見・情報を交換し、意見交換会で出された意見・情報を参考として(仮称)産業振興条例の素案を策定。	平成24年度	産業振興室
57	地域福祉計画推 進委員会	地域福祉の推進に関する課題や解決方法について、継続的な審議を行い、現行計画の進捗管理や次期計画の 策定を実施。(委員15人中2人が市民公募委員)	平成24年度 ~	福祉総務課
58	障害者計画等推 進委員会	障害児者施策を総合的、計画的に推進するための意見 交換等を実施。(委員21人中3人が市民公募委員)	平成25年度	障害福祉課
59	子ども・子育て 会議	子ども及び子育て家庭への支援についての意見交換を 実施。(委員14人中3人が市民公募委員)	平成25年度 ~	こどもを守る課
60	サクラプロジェ クト推進協議会	市の木である桜をテーマとしたシティプロモーション 事業であるサクラ☆プロジェクト推進に係る意見交換 を実施し、連携体制を構築。	平成28年度 ~	企画政策課
61	まち・ひと・し ごと創生総合戦 略検証委員会	産官学金労言(産業界、行政、学識経験者、金融機関、労働関係団体、広告・報道関係者)により、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況等の検証を実施。	平成28年度 ~	企画政策課

NO	名称	概要	実施年度	所管課
62	動物愛護推進協議会	人と動物が共生できる社会づくりを行うため、市、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体、その他の動物の愛護及び適正な飼養について普及啓発を行っている団体等の相互の連携の下に、動物愛護管理行政を推進。	平成28年度 ~	環境推進課
地	或の連絡会等			
63	まちづくり協議 会	密集住宅地区(萱島東、池田・大利、香里)における 各地区整備計画に基づき、快適な住環境の整備と災害 に強いまちづくりを図るため、住民自ら、整備計画の 促進に参加することにより、住み良いまちづくりを推 進。	昭和59年度 ~	都市計画室
64	小路地区まちづ くり協議会	第二京阪道路沿道地区において、平成15年3月に策定された第二京阪道路沿道地区のまちづくり基本構想に基づき、乱開発を抑制し、地権者の意向に沿った良好なまちづくりを推進。	平成17年度 ~	まちづくり事業 推進室
65	高宮地区まちづ くり協議会	第二京阪道路沿道地区において、平成15年3月に策定された第二京阪道路沿道地区のまちづくり基本構想に基づき、乱開発を抑制し、計画的なまちづくりを推進。	平成20年度 ~平成26年度	都市計画室
66	寝屋北町・寝屋 一丁目地区の将 来を考える会	第二京阪道路沿道地区において、平成15年3月に策定された第二京阪道路沿道地区のまちづくり基本構想に基づき、乱開発を抑制し、計画的なまちづくりを推進。	平成20年度 ~平成28年度	都市計画室
67	香里園まちづく り委員会	平成20年2月に策定した香里園駅周辺地区まちづく り構想の具体化に向けて、地区の住民や地区で活動す る商業者、事業者、学識経験者、学生及び各種団体な どが集まり、地区のまちづくりについて調査・研究・ 協議を行うと共に、関係団体等と協力しながら、地区 の活性化と魅力ある良好なまちづくりを推進。	平成22年度 ~	高架事業課
68	寝屋二丁目地区 の将来を考える 会	第二京阪道路沿道地区において、平成15年3月に策定された第二京阪道路沿道地区のまちづくり基本構想に基づき、乱開発を抑制し、計画的なまちづくりを推進。	平成23年度	都市計画室

NO	名称	概要	実施年度	所管課
69	東寝屋川駅前線 沿道地区まちづ くり協議会	寝屋川市東部地区まちづくり構想図において、東寝屋川駅前線周辺整備エリアに位置づけされた地区を対象に、「駅前のシンボルロードの整備に合わせた誰もが安全・快適・便利で魅力的な沿道市街地の形成」の実現に向けて良好なまちづくりを推進。	平成24年度 ~	まちづくり事業 推進室
70	ふるさとリーサく ム地区まちる会 りを考えるリーづく いるさとリーづく のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは	ふるさとリーサム地区まちなか再生エリアにおいて、 「誰もが帰ってきたくなる・訪れたくなる住み続けた い安心・安全なまち」を基本理念に、地域の資源をい かした、誰もが安心して暮らしていける住環境整備を 推進。	平成24年度 ~	まちづくり事業 推進室

NO	名称	概要	実施年度	所管課
1	各種団体との懇 談会	各種団体からの陳情・要望書の回答に併せて、要望により懇談会の開催及び意見交換を実施。	開始年度不明	広報広聴課
2	水路及び下水道 清掃活動	地元自治会等による地元の清掃及び草刈、ごみ拾い等 の支援として、用具貸出し、残土回収を実施。	昭和26年度 ~	水・みどり室
3	障害者サービス (録音図書・点 字図書の提供)	市民ボランティア団体に依頼し、作成した録音図書・ 点字図書による視覚障害者等への資料・情報提供。	昭和46年度 ~	中央図書館
4	おたのしみ会	市民ボランティアの団体の企画による、おはなし会 (中央図書館、東図書館)、かみしばい(中央図書 館)、大型紙芝居・絵本の読み聞かせ・手遊び等(中 央図書館、東図書館)を実施。	昭和47年度 ~	中央図書館
5	おはなしの入門 講座	市民ボランティアの団体(寝屋川おはなしを語る会) の企画による、おはなしの語り手(ストーリーテ ラー)の養成講座を実施。	昭和52年度 ~	中央図書館
6	消費生活モニター	市民公募した消費生活モニターによる「生活関連物資販売価格調査及びモニター通信」の報告や消費生活に 関する街頭啓発など、消費者行政を推進。	昭和59年度 ~	消費生活センター
7	貸農園の推進	農家の高齢化等による遊休農地の利活用を図り、市民が自然や農地とふれあう機会を提供するため、貸農園 事業やふれあい農園事業を実施。	昭和61年度 ~	産業振興室

NO	名称	概要	実施年度	所管課
80	くすりと健康展	薬と健康に対する正しい知識の普及・啓発を図るため、市薬剤師会が主催する、講演会、相談・展示コーナー等のイベントを後援。	昭和61年度 ~	健康推進室
9	としょかんまつ り	市民が図書に興味を持ち、図書館に足を運んでもらえるよう、市の図書館関係団体等が一堂に会し、日頃の活動成果や趣向を凝らした催し物を実施。	昭和62年度 ~	中央図書館
10	登校状況の改善	市立小・中学校に在籍する不登校児童生徒に対し、学生相談員等と連携しながら自立支援や登校状況の改善することを目的として、登校支援教室の運営や学生相談員の派遣を実施。	平成4年度 ~	教育研修セン ター
11	エコ・フェスタ	地球温暖化対策や緑・水の重要性について、「緑・農・くらし・環境をみんなで考えよう」をテーマに、関係団体が集い市環境基本計画に基づいた啓発活動を実施。	平成9年度 ~平成28年度	環境推進課
12	地域人材活用	少子高齢化・国際化・情報化等社会の変化に対応しつ つ、子どもたちが心豊かに主体的に生きていく資質や 能力を身に付けることができるよう、一人一人の個性 や創造力、豊かな心を育む教育を推進。子どもたちが 明るく生き生きと学び、保護者・地域住民等に信頼さ れる活力ある幼稚園づくりを進める必要があり、幼稚 園教育活動の活性化を図るため、幼稚園・家庭・地域 社会の連携及び幼稚園外の専門的な知識をもった人材 を活用。	平成11年度	学務課
13	ねやがわ発「出 前講座」	市民が知りたい・聞きたい・学びたい内容について、 市の職員が出向いて話をし、市民の生涯学習にいかす とともに、市民が市政の情報を知り、市政への参画を 推進することで、「笑顔が広がるまち寝屋川」を共に 築くことを目的に実施。	平成13年度	広報広聴課
14	ふらっと ねや がわ連絡会との 連携	男女共同参画社会の実現に向けた取組を行う登録団体 (ふらっとねやがわ連絡会)の活動の活性化を図ることを目的に、ふらっと ねやがわまつりの開催など、 関係団体の交流を通じた、男女がともにいきいきと活動できる社会の形成を目指した取組を実施。	平成13年度 ~	人権文化課

NO	名称	概要	実施年度	所管課
15	ファミリー・サ ポート・セン ター	子育てをする上で、幼児、児童の預かりの援助を受けたい人と当該援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進。	平成13年度 ~	子育て支援課
16	生き物調査	これからの川づくりのため、市民・住民と川の大切さ を体感できる取組として調査を実施。	平成13年度	水・みどり室
17	スポーツリー ダーズバンク		平成13年度	文化スポーツ室
18	精神障害者への 支援に関する地 域理解の促進	精神障害者への支援について日頃悩んでいる人やこころの病について勉強してみたい人等を対象に、精神障害に関する基礎的な知識を深めるための研修会等の開催や啓発物を発行。また、市民向けに精神障害について知ってもらうため、イベントを実施。	平成14年度	障害福祉課
19	寝屋川源流星田 山間伐	寝屋川の源流である、星田山川を良くするために、源 流の森作りとして、市民参画の下で間伐・清掃等を実 施。	平成14年度 ~	水・みどり室
20	市民団体等によ る簡易広告物除 却	道路等の公共施設に違法に掲出された簡易広告物(はり紙・はり札・広告旗・立看板等)の除却権限を市民団体等に一部委任し、市民と市が協働で地域の美観維持を実施。市民団体等が除却した簡易広告物を市が回収、処分。	平成15年度	道路交通課
21	学校評議員	学校・家庭・地域が、連携協力しながら一体となって、子どもの健やかな成長を担っていくため、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する観点から、学校に学校評議員を設置。	平成15年度 ~	教育指導課

NO	名称	概要	実施年度	所管課
22	健康ウォーキン グ	健康意識の向上、生活習慣病の予防を目的とした健康 ウォーキングを実施し、その参加者の中からボランティアスタッフを募り、参加者のコース誘導等の運営 に従事。	平成16年度 ~平成27年度	健康推進室
23	ボランティア活 動(ほっとさ ん)の受け入 れ・支援	こどもセンター内で、絵本、紙芝居の読み聞かせ、歯 ブラシ全身マッサージ、保護者の子どもの世話の手伝 い、講座の講師など、様々な場面で人材を活用。	平成16年度 ~	こどもセンター
24	子どもの安全見 守り隊	各小学校区で結成されている「子どもの安全見守り隊」による地域の安全啓発活動の推進を図るため、子どもの登下校時の見守り、地域パトロールカー運転ボランティアとしての巡回パトロールの実施。	平成16年度 ~	青少年課
25	学校法人等との 連携	〔学校法人・公立大学法人との連携〕 地域活性化や人材の育成に取り組むため、学校法人等 と教育・文化、保健・医療、産業振興、都市交流、ま ちづくりなど様々な分野において連携。(協定締結: 8法人) 〔金融機関との連携〕 地域経済の活性化及び人口減少社会における地域の持 続的発展に向けて連携。(協定締結:1法人)	平成17年度 ~	企画政策課
	地域ポータルサ イト(ねやがわ 元気ねッと)	市内の大学生等市民で構成する運営委員会と連携して、地域ポータルサイト「ねやがわ元気ねッと」に関する企画・調整・方針決定等の運営を実施。	平成17年度 ~	情報化推進課
27	美しいまちづく り条例の啓発	市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任で環境美化を推進するため、市内4駅前での歩行喫煙の禁止・煙草のポイ捨ての禁止等の周知・啓発活動を実施。	平成18年度 ~	環境推進課
28	災害時支援協力 員	大規模な地震などに伴う漏水事故などが発生した際、本市が所有、管理している水道施設の被害状況の早期 把握をするための情報収集や断水に伴う応急給水体制の強化を目的とし、水道事業体等での知識や経験を有する方を、災害時支援協力員として登録。	平成18年度 ~	工務課

NO	名称	概要	実施年度	所管課
29	児童文学地域講 座	市民団体(寝屋川子どもと本の連絡会)の企画により、市内の幼稚園や社会教育施設での、絵本の選び方や絵本についての講座を実施。	平成18年度	中央図書館
30	平和の塔活用事 業「ねやがわ ピース」	初本町公園に建立した「平和の塔」周辺において、二度と起こしてはならない悲惨な戦争への思いが希薄化することのないよう、今一度「平和の尊さ」を考えることにより、市民と共に平和で豊かなまちづくりに資することを目的に野外イベントを実施。	平成18年度 ~平成24年度	人権文化課
31	地域住民等によ る道路美化活動 「地域が育む道 路美化」	美化意識の向上と地域コミュニティの活性化を図るため、市と地域住民(自治会、市民グループ、企業等)とが、身近な道路でそれぞれの役割分担において、自主的かつ自発的なボランティア活動として市道(歩道)の一定区間の清掃等を継続的に実施。	平成19年度 ~	道路交通課
32	地域障害者雇用 啓発事業	市民・企業・就労支援機関等を対象とし、①障害者の 就労への意欲向上、②障害者の就労を支援する関係機 関の連携強化と支援スキルの向上、③市民への啓発と 企業・事業所における雇用の啓発と促進を目的とする 啓発事業「エル・ガイダンスinねやがわ」を実施。	平成20年度 ~	障害福祉課
33	レーニングブッ	みんなのまち基本条例の基本理念である協働を学ぶため、みんなのまちトレーニングブックを作成し、全市立小学校6年生を対象に、児童が協働について考えるきっかけづくりとしての授業を実施。	平成21年度 ~	企画政策課
34	認知症総合支援 事業	認知症の人やその家族と医療・介護等の認知症支援機関・団体とが認知症の早期の段階から関わり、認知症の進行状態に応じた支援を行うことで、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを推進。	平成21年度 ~	高齢介護室
35	市両其地がわこ	まちのイメージアップを図るため、往年の名車「びわこ号(60型車両)」を市民の力で復活させ、京阪電車寝屋川車両基地内での走行を目指す取組として実施。	平成22年度 ~平成26年度	(ブランド戦略 室)

NO	名称	概要	実施年度	所管課
36	子育て応援リーダー事業	子育ての不安や負担感の軽減を図るため、養成した有 償ボランティアである子育て応援リーダーが、地域で の子育て支援活動を実施。	平成22年度	子育て支援課
37	学生レポーター 事業	若い感性を誌面に取り込み、若者世代の読者層拡大を 図るため、市と包括連携協定を結んでいる教育機関等 の学生による取材をもとにした記事を広報ねやがわに 掲載。	平成24年度 ~	広報広聴課
38	ふるさとリーサ ム地区まちなみ 環境整備	「誰もが帰ってきたくなる・訪れたくなる住み続けたい安心・安全なまち」を基本理念とし、ふるさとリーサム地区まちなか再生エリアにおいて、地域の活性化や歴史的な資源を活かしつつ、誰もが安心して暮らしていける住環境を地域住民と一体となって整備。	平成24年度 ~	まちづくり事業 推進室
39	公園・緑地等植 栽サポーター制 度	市の管理する公園・緑地等の花壇を有効活用するため、ボランティア組織が自ら活動場所の緑化内容等を提案し、草花等の育成活動を実施。(旧散歩道推進事業を含む)	平成24年度 ~	水・みどり室
40	産業振興に関する連絡調整会議	市民、事業者、産業経済団体、教育・研究機関、消費者等と産業振興に関する取組等について意見交換を実施。	平成25年度 ~	産業振興室

寝屋川市みんなのまち基本条例

平成 19 年 12 月 25 日 条例第 24 号

寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や 鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。

人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。

急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まるなど、社会環境は大きく変化し、 様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自 ら課題を解決する必要があります。

市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な発展が可能な社会が広く 世界に築かれることを望み、

人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、

環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、

人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、 十分な対話のもと市民参画・協働を進め、"みんなのまち"寝屋川をつくり上げる ことを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基 本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 協働(第4条—第11条)

第3章 市民 (第12条)

第4章 議会(第13条—第15条)

第5章 行政 (第16条—第24条)

第6章 条例の実効性の確保等(第25条―第27条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
 - (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。
 - (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業 委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者並びにそれらの補 助機関をいう。
 - (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組みをいう。
 - (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。
 - (6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。
 - (7) 協働 市民、行政その他まちづくりに関わるさまざまな立場の人が相互に 尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、と もに活動することをいう。

(基本理念)

第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、 それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとす る。

第2章 協働

(市民相互の協働)

- 第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊 重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。
- 2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。

(市民と行政の協働)

- 第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。
- 2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。 (安全・安心の向上)
- 第6条 市民は、自然災害等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。
- 2 行政は、自然災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力等の 強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組むものとする。

(透明性の確保等)

- 第7条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保するものとする。
- 2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答する ものとする。
- 3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明するものとする。

(情報公開)

第8条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報 を適正に取り扱うものとする。

(市民活動の尊重等)

第10条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援 するよう努めるものとする。

(市民参画の推進)

- 第11条 行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。
- 2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努 めるものとする。

第3章 市民

(市民の役割及び責務)

- 第12条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利 を有する。
- 2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。

第4章 議会

(議会の役割)

- 第13条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定、市政の 監視及びけん制を行うものとする。
- 2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の 権限を有する。

(議会の責務)

- 第14条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めるものとする。
- 2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。 (市議会議員の役割及び責務)
- 第15条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、 提言等、公正かつ誠実に職務の遂行に努めるものとする。

第5章 行政

(市長の役割及び責務)

- 第16条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に 職務を遂行するものとする。
- 2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。

(行政の役割及び責務)

- 第17条 行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用 等の改革に努め、効果的に施策を遂行するものとする。
- 2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。
- 3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。 (職員の役割及び責務)
- 第18条 職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう努めるものとする。
- 2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする。
- 3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。 (行政運営)
- 第19条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たるものとする。

(財政運営)

- 第20条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組むものとする。
- 2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表するものとする。

(行政評価)

第21条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表するものとする。

(行政手続)

第22条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明 性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。

(法令遵守)

- 第23条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たるものとする。 (国、他の自治体等との連携)
- 第24条 行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通

する課題の解決に努めるものとする。

第6章 条例の実効性の確保等

(この条例の位置付け)

- 第25条 市民、議会及び行政は、この条例が寝屋川市における自治の基本的な理 念及び原則であることを認識し、この条例に定める事項を遵守するものとする。
- 2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

(住民投票制度)

第26条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要が生じたときは、住民投票制度を設けることができる。

(条例の検証)

第27条 市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに検証を行い、必要があると認めるときは、改正等の措置を講じるものとする。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第3号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 寝屋川市みんなのまち基本条例(平成19年条例第24号。以下「条例」という。)第27条の規定に基づき、条例の内容についての検証を行うため、寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議(以下「検証会議」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 検証会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 条例の運用面の課題及び対応に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、条例の内容に関し検証が必要と認められる事項

(組織)

第3条 検証会議の委員は、寝屋川市庁議規程(平成元年寝屋川市訓令第1号) 第10条に規定する職員(市長を除く。)をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 検証会議に、委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長は経営企画部担当副市長が、副委員長は他の副市長がなるものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、検証会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 検証会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(資料の提出等の要求)

第6条 委員長は、会議の進行において必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(プロジェクト・チーム)

第7条 寝屋川市みんなのまち基本条例の検証において専門的な調査、検討等を 行うため、検証会議に寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム(以 下「プロジェクト・チーム」という。)を置く。

- 2 プロジェクト・チームの構成員は、各部又は局の総務を担当する課等の所属 長又は所属長が指定する課長がなるものとする。
- 3 構成員に事故があるとき、又は構成員が欠けたときは、あらかじめ当該構成 員が指定する職員(当該課等に所属する職員に限る。)が代わって構成員となる。
- 4 プロジェクト・チームに総括者を置き、総括者は経営企画部企画政策課における課長がなるものとする。
- 5 総括者に事故があるとき、又は総括者が欠けたときは、あらかじめ総括者が 指定する職員(経営企画部企画政策課に所属する職員に限る。)が代わって総括 者となるものとする。
- 6 プロジェクト・チームの会議は、総括者が招集し、総括者がその議長となる。
- 7 総括者は、プロジェクト・チームにおいて調査、検討等を行った内容について、委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 検証会議の庶務は、経営企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検証会議の運営について必要な事項は、 委員長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
 - ((仮称) 寝屋川市みんなのまち条例推進会議設置要綱の廃止)
- 2 (仮称) 寝屋川市みんなのまち条例推進会議設置要綱(平成 18 年 8 月 7 日制 定) は、廃止する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム構成員名簿

	氏 名	部局名	役職名	備考
1	幸西 大輔	経営企画部	企画政策課長	総括者
2	前田 憲司	財務部	次長兼資産活用課長	
3	三宅 章介	人・ふれあい部	市民活動振興室長兼課長	
4	静 友哉	総務部	総務課長	
5	林 幹雄	市民生活部	市民室長兼市民課長	
6	髙田 一徳	環境部	次長兼環境総務課長	
7	山口 浩	健康部	健康推進室長兼課長	
8	上之園 武訓	福祉部	福祉総務課長	
9	辻 康明	こども部	次長兼こどもを守る課長	
10	仲西淳	まち政策部	都市計画室課長	
11	清山 昌俊	まち建設部	次長兼道路交通課長兼自転車の 駅駅長	
12	今岡 崇	上下水道局	経営総務課長	
13	西川 明広	議会事務局	議会事務局課長	
14	藏守 利彦	学校教育部	次長兼教育政策総務課長	
15	田伏 雅弘	社会教育部	次長兼社会教育課長	

計 15 人

寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム会議開催状況

	日程・場所	会議内容
第1回	平成 29 年 5 月 2 日 (火) 本館 2 階 特別会議室 I	○プロジェクト・チームにおけるみんなのまち 基本条例の検証について○寝屋川市みんなのまち基本条例の検証に 伴う調査について
第2回	平成 29 年 5 月 31 日 (水) 本館 2 階 特別会議室 I	 ○検証報告書(案)の構成(目次)(案)について ○寝屋川市みんなのまち基本条例に関連する各所管課の取組内容及び成果等について・検証報告書(案)の「市政の推進(取組)」の確認 ○寝屋川市みんなのまち基本条例の条文に対する意見について
第3回	平成 29 年 6 月 5 日 (月) 本館 2 階 特別会議室 I	○検証報告書(案)の確認について・協働の主な取組について・条文の検証について・他条例等とみんなのまち基本条例との整合性について
第4回	平成 29 年 6 月 19 日 (月) 議会棟 4 階 会議室(I)(II)	○検証報告書(案)の確認について

寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議委員名簿

	氏 名	役職名	備考
1	久本 歩	副市長	委員長
2	戸上 拓也	副市長	副委員長
3	髙須 郁夫	教育長	
4	池 利昭	上下水道事業管理者	
5	田頭 真二	理事(中核市移行担当)	
6	松原 徹	理事(総務部担当)兼総務部長	
7	川口 浩	理事(環境部担当)兼環境部長	
8	市川 克美	理事(健康部担当)兼健康部長	
9	茂福 隆幸	理事(まち政策部・まち建設部担当)兼まち政策部長	
10	荒木 和美	総合調整監兼経営企画部長	
11	荒谷 アヤ	経営企画部部長・監査事務局長・公平委員会事務局長	
12	田中 英年	財務部長	
13	長滝谷 保	人・ふれあい部長	
14	岡本 和博	危機管理監	
15	南 浩明	総務部部長兼人事室長	
16	坂田 さゆり	市民生活部長	
17	中井 重典	環境部部長(ごみ処理施設建設・ごみリサイクル担当)	
18	松岡 克博	福祉部長兼福祉事務所長	
19	畑中 克仁	福祉部部長(高齢介護室担当)兼高齢介護室長	
20	杉本 達也	こども部長	
21	大坪 史郎	まち政策部部長(まちづくり事業推進室・高架事業課担当) 兼まちづくり事業推進室長	
22	大坪 信幸	まち建設部長	
23	中村 貴次	会計管理者	
24	林 竜也	上下水道局長	
25	北川 雅昭	上下水道局部長 (工務課・浄水課担当)	
26	溝口 正博	議会事務局長	
27	荻野 裕嗣	学校教育部長	
28	有山 陽子	教育監	
29	野呂 泰由	教育監	
30	艮 篤也	社会教育部長	

計 30 人

寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議開催状況

	日程・場所	会議内容
第1回	平成 29 年 7 月 4 日 (火) 議会棟 5 階 第 2 委員会室	○寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議の 役割とスケジュールについて ○検証報告書の内容について ・検証報告書の構成について ・検証報告書の「市政の推進(取組)」の 内容確認について
第2回	平成 29 年 7 月 19 日 (水) 本館 2 階 第一会議室	○検証報告書「4 条文の検証」について
第3回	平成 29 年 8 月 7 日 (月) 本館 2 階 第一会議室	○寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議 検証報告書(案)について